

(2020.7.1 掲載)

## 令和2年度 公益社団法人日本看護協会 通常総会 報告

- I. 開催日時 2020年6月11日(木) 13時00分～14時58分
- II. 開催場所 JNAホール(東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル)
- III. 参加者数 代議員総数 750名(うち、議決権行使書740名)  
会員(代議員以外) 8名
- IV. 出席理事 10名(60名中)  
福井トシ子、齋藤訓子、勝又浜子、吉川久美子、熊谷雅美、  
荒木暁子、鎌田久美子、井本寛子、岡島さおり、山元恵子
- V. 出席監事 3名(4名中)  
菊池令子、保坂志郎、居関剛一

### VI. 会議概要

#### 1. 開会/進行: 吉川常任理事

##### 1) 出席代議員数の報告

会場への出席代議員(以下「出席代議員」という)が10名、議決権行使書提出代議員が740名あり、提出された議決権行使書数は出席者数に含まれるため、代議員の出席者数が750名であることを報告。

##### 2) 物故会員への黙とう

令和元年度には名誉会員の前原澄子様をはじめ、200名の会員が亡くなられたことを報告し、黙とうを行った。

##### 3) 歓迎のことば/東京都看護協会 会長 山元恵子 様(開催地看護協会)

(全文掲載)

「ただいま紹介いただきました、東京都看護協会の山元でございます。本来ならば、マリンメッセ福岡の会場で、福岡県看護協会 大和会長がご挨拶するところではございますが、今回、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、急遽、東京開催となりました。

力不足ではございますが、令和2年度日本看護協会通常総会の開催にあたり、開催地の東京を代表し一言ご挨拶申し上げます。

本日は、日本看護協会の歴史上、誰も経験したことのないような状況下で、通常総会の開催準備に福井会長をはじめ理事の皆様、そして看護協会の職員の皆様、本当にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。感謝する次第でござ

います。こうやって開催できたことを本当に嬉しく、私たちは思っております。

また、本日参加できなかった各都道府県の関係者の皆様の熱い思いを、今日は東京都看護協会の役員、代議員、精一杯務めさせていただきたいと思っております。皆さん頑張りましょう。

さて、現在も日本のみならず、世界各地で COVID-19 の感染対策や、診療業務に身を挺し、看護を遂行されている看護職、それを支えるご家族の皆様、そして各地域で看護職をサポートされている各都道府県の看護協会の役員や職員の皆様に、心より敬意を表し御礼申し上げます。本当に皆様ありがとうございます。

また、医療現場だけでなく、私たちの社会を循環させるために働いていらっしゃる宅配便やゴミ収集など、日常生活に欠かすことのできない仕事をしているエッセンシャルワーカーの皆様、この方々が、やはりくらしや医療現場、私たちの看護を支えて下さることを本当にありがたく思っております。この場をお借りして改めて心から感謝申し上げます次第でございます。

社会は今、看護の力を信じ、看護を必要としております。看護職が活躍する場を支援することが、看護協会の持続的な成長に繋がると信じております。日本看護協会と共に都道府県看護協会が一丸となって、今できることをしっかりとやり抜き、日夜奮闘している看護の仲間の力を日本の看護の継続的な仕組みとして、そして、政策提言出来ることが重要な職能団体の役割と考えております。皆様と共に、このピンチをチャンスに変えてまいりましょう。

結びに、本日ご参集の皆様方並びに本日ここに参加できなかった会員の皆様方のこれからのご健勝と活躍、そして、今後の日本看護協会並びに各都道府県看護協会が、新型コロナウイルス感染を乗り越え、益々発展していくことを祈念し挨拶とさせていただきます。」

#### 4) 会長挨拶／会長 福井トシ子

(全文掲載)

「皆さま、こんにちは。日本看護協会 会長の福井でございます。ただいま、山元会長より、力強いご挨拶をいただきまして感謝申し上げます。令和2年度通常総会開催に際しましては、まずはじめに、医療や介護の現場、地域の様々な所で、最前線で新型コロナウイルス感染症と向き合っておられます看護職員の皆様に、心からの敬意を表しますとともに感謝申し上げます。ありがとうございます。

本日は、山元会長のご挨拶にもございましたように、安全確保の観点から、通常総会としては初めてとなります、代議員参加を中心とした開催でございます。

開催にあたりまして、東京都看護協会 山元会長をはじめ役職員の皆様、関係者の皆様には大変ご尽力をいただきましてありがとうございました。心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が拡大して以降、すべての看護職員が増え続ける業務の負荷に耐えて、自らも感染するのではないかという不安や、未知

のウイルスに対峙するストレスに晒されています。このような状況に対しまして、日本看護協会では、現場の支援になることを願い、様々な取り組みを行ってまいりました。ホームページ上に感染予防の基本に関する資料を掲載したり、動画を作成して掲載したりしておりますが、ご覧いただけてますでしょうか。現場に役に立っているということによろしいでしょうか。ありがとうございます。無理やりお返事をいただいてもすみません。

また、多様な場で看護の需要が急激に増大しておりますことから、都道府県看護協会と緊密に連携をしまして、未就業の看護職に対し、ナースセンター事業を通じた復職のお願いと、復職に際しての支援を行ってまいりました。6月4日現在、814名の方に復職していただくことができました。ナースセンター事業に携わっておられる皆様に感謝申し上げます。ありがとうございます。そして、復帰された看護職の皆様、大変心強く思っています。一層ご活躍していただけますことをお願いしたいと思います。

併せまして、4月の下旬からは、「新型コロナウイルス感染症に関する看護職の相談窓口」を開設してございます。この取り組みを通じて、明らかになった課題や現場の切実な声を国に届けてまいりました。コロナ禍における看護の最前線では、感染患者を受け入れる医療施設だけではなくて、すべての医療機関、訪問看護ステーション、介護施設、そして保健所などで、看護職が日夜、多様なストレスに晒されています。ストレスに晒されながらも人々のニーズに、全力を挙げて対応しているそのすべての看護職に支援が届くよう、日本看護協会は引き続き都道府県看護協会と連携して取り組んで参ります。国の緊急事態宣言は解除されましたけれども、新型コロナウイルスとの闘いが終結したわけではございませんので、すべての医療施設で第2波、第3波に備えていただけるように、FAQ等による情報提供も充実させているところでございます。ぜひ参考にしていただきたく思います。

先般閣議決定されました第2次補正予算（案）でございますが、感染リスクを抱えながら業務を行っている医療従事者を支援するために、医療用物資の確保・提供に加え、医療従事者向けの慰労金の支給も盛り込まれました。支給方法の詳細は未だ明らかになっておりませんが、現場で活躍している一人ひとりの看護職員に確実に届くように、最後まで注視して参ります。

さて、今年度は、2025年に向けた「看護の将来ビジョン」表明後の中間地点でございます。これまでの取り組み状況を確認・評価いたしまして、2025年に向かってスピード感を持って活動して参りたいと思います。そして、2025年以降の社会状況も視野に入れ、このコロナ禍から得た教訓も踏まえた看護のあり方についても、検討して参ります。中でも、2025年以降の少子超高齢社会の人口・疾病構造を見据え、「あらゆる場、あらゆる人に対する良質な看護の提供」を行う体制を、これまで以上に強化することが必要であると考えております。そのために、看護の資格保有者が活躍できるように、潜在看護職と言われている方たちも含めて、看護の資格保有者が活躍できるように、看護職の資格管理体制や生涯教育の在り方の検討を、中長期的に進めて参りたいと考えております。

折しも、今年 2020 年は、記念すべき節目の年であります。まず、感染管理の礎を築いたフローレンス・ナイチンゲール生誕 200 周年、そして昨年の WHO 総会で採択された看護師・助産師の国際年、わが国では「看護の日・看護週間」制定 30 周年です。ナイチンゲールが培ったものが今に引き継がれ、看護の真の力を発揮することが、いま求められています。この記念すべき年にあたり、人々の看護職への関心をより高め、看護職の地位を一層向上することによって、人々の健康への向上に貢献していきたい、そういう取り組みでもある、「Nursing Now キャンペーン」、いま世界中で行われていますが、このキャンペーンを皆様とともに一層広めていきたいと考えております。看護という仕事に、誇り・自信・熱意をもって取り組んで参りましょう。結びになりますが、改めまして、会員の皆様、日々人々のニーズに寄り添って活躍する、全国の看護職の皆様の健康を祈念いたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。」

5) 祝電等／進行：吉川常任理事

お祝いのメッセージや祝電をいただいていることを報告。

衆議院議員 阿部 俊子 様      参議院議員 石田 昌宏 様  
参議院議員 倉林 明子 様      福岡県知事 小川 洋 様

6) 規模縮小開催の報告並びに出席役員数の報告／進行：吉川常任理事

今年度の通常総会は、新型コロナウイルス感染症の影響で、規模を縮小した開催としたことを報告。

また、東京都をはじめ、一部首都圏への移動は慎重に行うべきとの政府方針を受けて、本日は東京都以外からの参加をできる限り控えていただいた結果、本会役員の出席が 13 名であることを報告。

2. 議長団選出／進行：福井会長

「定款」及び「総会運営規則」に則り、推薦委員会から推薦された候補者の 4 名を紹介し、議長団として選出することを提案。

挙手による採決の結果、出席代議員の賛成多数により、次の 4 名を議長団として選出することを承認。

<議長団> ※敬称略

佐川きよみ（東京都）、佐野廣子（東京都）、渡辺千香子（東京都）、大橋純江（東京都）

<参考：規定等>

- 「定款」第 5 章（総会）第 20 条（議長）第 2 項  
議長団は 3 名以上とし、総会においてその都度代議員の中から選出する
- 「総会運営規則」第 3 章（総会の開会等）第 8 条（議長団の選出）  
代議員の中から推薦委員会が推薦した候補者について総会において承認決議を行う方法によるものとする

3. 議事運営方法の説明／進行：佐川議長、佐野議長

議長より、本総会は定款に則り、採決は出席代議員の過半数をもって行うこと並びに発言時の方法、発言時間等について説明。

<参考：規定等>

○「定款」第5章（総会）第22条（決議）

総会の決議は、（中略）出席した代議員の過半数をもって決する

4. 総会成立宣言／進行：佐川議長、佐野議長

議長より、代議員の出席者数 750 名（出席 10 名、議決権行使書提出 740 名）が、定款 21 条に規定する代議員総数の 3 分の 2 である 500 名を超えており、本総会が成立していることを改めて宣言した。

<参考：規定等>

○「定款」第5章（総会）第21条（定足数）

総会は、すべての代議員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する

5. 議事録署名人の決定／進行：佐川議長、佐野議長

議長より、定款に則り、本総会の議事録署名人として 3 名を提案。

挙手による採決の結果、出席代議員の賛成多数により、次の代議員 3 名を議事録署名人として選出することを承認。

<議事録署名人> ※敬称略

菊地敦子（東京都）、中野博美（東京都）、藤野恭子（東京都）

<参考：規定等>

○「定款」第5章（総会）第23条（議事録）第2項

議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名又は記名押印をしなければならない

6. 議決事項：第一号議案「名誉会員の推薦（案）」／進行：佐川議長、佐野議長

議長の求めにより、福井会長が『通常総会要綱』に基づき候補者 18 名を推薦し、名誉会員とすることを提案。

あわせて、今年度は新型コロナウイルスの影響でご出席は控えていただいたことを報告。

議長が、出席代議員及び代議員でない正会員に質疑や意見を求めたところ、特に挙がらなかったため、挙手による採決を行った。

その結果、出席代議員多数及び議決権行使書 736 名の賛成で、次の 18 名を名誉会員とすることを承認。

<新名誉会員> ※敬称略、本会 50 音順、都道府県順

秋山正子（本会）

草間朋子（本会）

竹下喜久子（本会）

石垣靖子（北海道）

河野順子（栃木県）

松永敏子（千葉県）

登坂有子（東京都）

西澤喜代子（長野県）

内藤晴美（静岡県）

藤井淑子（滋賀県）

寺川佐知子（奈良県）

木村佐多子（和歌山県）

柿田登美恵（鳥取県） 田村加代（高知県） 村田千代子（福岡県）  
重松節美（熊本県） 瀬口チホ（宮崎県） 福盛久子（沖縄県）

7. 議決事項：第二号議案「2020年度 改選役員及び推薦委員の選出について」

／進行：佐川議長、佐野議長

議長より、これより選挙実施のため、代議員席への入退席は禁止すること、また、代議員は選挙終了まで席を立たないことを説明し、係員に議場閉鎖を指示した。

1) 2019年度 選挙管理委員 紹介

議長より、「選挙及び選挙管理委員会に関する規則」に則り、令和元年度通常総会において、次期総会開催地としていた福岡県看護協会より選挙管理委員を選出していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、東京への移動が難しいため、代議員より提出された「議決権行使書」による得票数のとりまとめまでの任務を終了し、昨日をもって辞任されたことを報告。

続いて、新たに、開催地である東京都看護協会長より選挙管理委員として推薦された6名を紹介。

<2019年度 選挙管理委員> ※敬称略

委員長：坂路幸恵

委員：後藤裕子、中川祐子、沼田美幸、鈴木正美、福田夕香里

2) 2020年度 改選役員等紹介／進行：選挙管理委員会 坂路委員長

委員長より、本総会において改選する役員等の候補者を紹介。

<2020年度 改選役員等>

役員：26名（副会長候補1、理事2、地区理事21、准看護師理事2）

推薦委員：11名

3) 投票／進行：選挙管理委員会 坂路委員長

委員長より、投票方法等を説明し、次のように進行した。

- ・出席代議員2名による投票箱が空であることの確認
- ・選挙管理委員により投票用紙配付
- ・出席代議員による投票（選挙管理委員持参の投票箱に代議員自身が投票）
- ・選挙管理委員が投票箱を施錠

委員長は、上記の終了を確認した上で、議長団に対して第二号議案について選挙が終了したことを報告。（選挙管理委員会は別室にて開票作業へ）

8. 選挙録署名人を指名／進行：佐川議長、佐野議長

議長より、「選挙及び選挙管理委員会規則」第29条第3項により、選挙録署名人として、選挙管理委員長とともに、以下の出席代議員3名を指名し、紹介。

<選挙録署名人> ※敬称略

黒田美喜子（東京都）、照沼則子（東京都）、池島美智子（東京都）

<参考：規定等>

- 「選挙及び選挙管理委員会規則」第29条（開票）第3項  
選挙管理委員会は、選挙の経過を記録した選挙録を作成し、総会議長に提出する。なお、選挙録にはすべての選挙管理委員、総会議長及び委員長が指名した代議員2名以上が署名捺印しなければならない。

9. 2020年度 選挙管理委員会 委員選出／進行：佐川議長、佐野議長

議長より、「選挙及び選挙管理委員会規則」第8条に則り、次期総会開催地の千葉県看護協会長が推薦した次の7名を、2020年度 選挙管理委員会の委員として指名した。なお、新型コロナウイルス感染症の関係で出席を控えていただいたため、氏名のみを紹介。

<2020年度 選挙管理委員会 委員> ※敬称略、50音順

尾出真理子、伊藤恵美、木崎慎一、伊東都、辰澤智恵、後藤靖江、福田浩子

<参考：規定等>

- 「選挙及び選挙管理委員会に関する規則」第8条（選挙管理委員の選出）  
次期総会開催地の正会員から次期総会開催地の都道府県看護協会長が推薦し、総会議長が指名する

10. 報告事項／進行：渡辺議長、大橋議長

議長より議事に先立ち、「報告事項1」から「報告事項4」までは関連が深いため、まとめて報告することを説明。

- ・報告事項1「令和元年度 事業報告」
- ・報告事項2「令和元年度 決算報告及び監査報告」
- ・報告事項3「令和2年度 重点政策・重点事業並びに事業計画」
- ・報告事項4「令和2年度 資金収支予算及び収支予算」

各担当理事及び監事より、資料に基づき以下のとおり報告。

1) 報告事項2「令和元年度 決算報告及び監査報告」

資料「令和元年度決算報告書・令和2年度資金収支予算書及び収支予算書」に基づき報告。

① 決算報告書のポイント／勝又専務理事

- ・51ページ、令和元年度の決算における当期収支差額は、マイナス3億6,100万円の予算に対して、プラス3億8,400万円となった。事業活動収入総額は、予算を9,300万円上回った。事業活動支出は、5億5,500万円下回り、当期収支差額はマイナス3億6,100万円の予算に対し、プラス3億8,400万円となった。結果、令和元年度から2年度に繰り越す資金は、31億500万円となる。
- ・52ページ、予算額58億1,800万円に対し、決算額59億1,100万円で、予算額との差額は、9,300万円の増加となった。この増加の要因として、1つ目は、都道府県看護協会（以下「県協会」という）の尽力により、会費納入者数が749,000人から758,690人と9,690人増となり、その会費収入の増加であ

る。収入額は、37億9,345万円となり、年度予算に対して101%に達している。2つ目は、資格認定事業収入で1,300万円、認定看護師教育事業収入で1,700万円、更新者・受講者が上回り増加している。

3つ目は、厚生労働省からの補助金で、例えば看護業務効率化先進事例収集・周知事業や、認知症看護認定看護師の活用等の委託事業の補助金により3,800万円上回っている。

- 53 ページ、事業活動支出の詳細については、公益目的事業、収益事業等、そして法人の会計区分別の収支内訳は記載のとおりとなる。予算総額57億1,800万円に対し、決算額は51億6,300万円で、90%の執行率となり、予算額との差異は5億5,500万円下回っている。特に、公益目的事業会計において予算を3億8,800万円下回っている。この大きな要因は、夏の台風の影響や、新型コロナウイルスの影響等で、すでに会議等を中止していたということが発生しており、その予算が下回る状況となっている。また、最後の「5.」にも記載のとおり、効率的な運営を継続し、経費の削減に引き続き取り組んでいく。
- 54 ページ、主な事業活動支出で、定款事業別の7つの事業活動支出の内訳となっている。その他、本会の目的を達成するために必要な事業の会員支援には、看護職賠償責任保険制度運営事業の9,000万円や、准看護師に対する支援事業の1億3,100万円などを支出している。また、法人管理には5億4,900万円、その他の人件費や施設管理等に公益目的事業で14億6,400万円、法人会計で6億2,100万円を支出している。
- 55 ページ、投資活動収支について、投資活動収入のほとんどは、事業活動支出にあたる積立資産の取り崩しによるものであり、収入4億9,400万円に対し、支出は8億2,200万円、支出が3億2,800万円上回っている。収入のほとんどは、事業活動支出に充てるための積立資産の取り崩しによるものである。退職給付引当、修繕積立、奨学金事業積立資産などの取崩収入が、3億1,400万円、第6次NCCS構築のための厚生労働省からの補助金収入が、1億8,000万円となっている。支出では、事業活動にかかる積立資産の取得によるものが、4億2,200万円、e-ラーニング用のコンテンツ作成等の無形固定資産の取得による支出が、3億1,700万円であった。
- 56 ページ、決算と財務の3基準については、公益法人としての認定を維持するためには3基準を満たす必要が求められるが、決算内容から財務3基準は全て満たしているものとなっている。

## ② 監査報告／菊池監事

資料の44～45ページの監査報告書に基づき報告。

(全文掲載)



「私たち監事4名は、公益社団法人日本看護協会の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

#### 1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人から、当該事業年度の監査を行うに当たり、特に考慮した監査上のリスク、監査計画及び実施した監査手続き等の報告を受け、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正に監査を行っていることを確かめました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る下記の(1)～(6)の書類、以下「財務書類」と言います、及び資金収支計算書について検討いたしました。

- (1) 貸借対照表
- (2) 正味財産増減計算書
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (4) 財産目録
- (5) キャッシュ・フロー計算書
- (6) 資金調達及び設備投資の実績を記載した書類

#### 2 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

##### (2) 財務書類及び資金収支計算書の監査結果

一 会計監査人大光監査法人の財務書類（資金調達及び設備投資の実績を記載した書類を除く）の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

二 会計監査人大光監査法人の資金収支計算書の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

三 資金調達及び設備投資の実績を記載した書類は、定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。以上」

#### 2) 報告事項4「令和2年度 資金収支予算及び収支予算」

資料「令和元年度決算報告書・令和2年度資金収支予算書及び収支予算書」に基づき報告。

資金収支予算書・収支予算書のポイント／勝又専務理事

・94 ページ、令和2年度資金収支予算書において、当期収支差額はマイナス4億

6,200万円となり、前年度予算に対して、約1億円収支差が拡大した。昨年度10月からの消費税率の改定、また、東京オリンピック・パラリンピックの開催による会議費等の高騰、そしてNursing Nowキャンペーンにかかる経費等を踏まえた支出予算を確保したことによるものである。

事業活動における収入予算総額は、前年度予算を2億7,600万円上回り、また、支出予算総額は、前年度予算を4億3,400万円上回った。

- 95 ページ、事業活動収入は、前年度予算に対し、2億7,600万円の増加となった。主な増加の要因として、  
1つ目は会費収入について、見込み会員数を前年度より12,000人多く見積り、761,000人とし、6,000万円増加とした。  
2つ目は、認定看護師教育課程B課程等の開始により、受講料等収入が見込まれるため、前年度比1億9,800万円増加とした。  
会費収入の38億500万円は、50%を公益目的事業会計に、残り50%を法人会計の収入に計上している。
  
- 96 ページ、事業活動支出総額は、前年度予算に対し4億3,400万円増加とし、61億6,200万円となっている。1の公益が44億、2の収益が4億、3の法人が12億となっている。特に、公益目的事業会計の支出総額が、前年度予算に対して4億1,900万円増加した。主な要因として、  
1つ目は消費税率の改定への対応である。  
2つ目は、会議費支出の旅費・交通費等の増加ということで、東京オリンピック・パラリンピック等の開催に伴い会場費等が高騰しているというような状況である。  
3つ目が、認定看護師教育課程の開始や、特定行為研修の増加などによる。  
4つ目が、通信運搬費で、見込会員数の増加に伴い、「協会ニュース」配布のための送料の増加。  
5つ目として、Nursing Nowキャンペーンにかかる経費の増加。  
6つ目として、看護の日の30周年記念企画にかかる経費や、認定業務システムの改修、また、ITコンサルティングの実施や、出張管理システム等の導入の経費等により増加している。
  
- 97 ページ、本会の目的を達成するために7つの事業を定款に定めているが、その事業別の支出予算額は表に示したとおりである。構成比についても、記載のとおりである。
  
- 98 ページ、投資活動収入及び支出予算額の会計区分別の内訳だが、収入のほとんどは、事業活動支出に充てるための積立資産の取り崩しによるものであり、退職給付引当資産取崩収入などの取崩収入が1億8,200万円、また、中央ナースセンター事業の厚生労働省補助金等の収入が4,600万円となっている。  
支出については、退職給付金や看護研修学校等の建替え金、また、修繕費等の取

得にかかる支出が 2 億 2,300 万円、そして、固定資産取得にかかる支出が 1 億 2,300 万円、認定業務システムの機能追加等の無形固定資産の取得にかかる支出が 1 億 5,700 万円等である。

- ・ 99 ページ、公益法人としての認定を維持するための財務 3 基準だが、表に記載のとおり、全て 3 基準を満たしているものとなっている。

3) 報告事項 1「令和元年度 事業報告」及び報告事項 3「令和 2 年度 重点政策・重点事業並びに事業計画」

資料「通常総会要綱」に基づき、令和 2 年度事業計画の説明と併せて、令和元年度事業を報告。

(1) 令和 2 年度 重点政策・重点事業／勝又専務理事

- ・ 106～107 ページ、令和 2 年度の重点政策・重点事業の概要。少子超高齢社会を見据えた社会保障制度改革は、2025 年に向けて大詰めの段階へと差し掛かっている。

このような中で、2020 年度は昨年度の重点政策を踏襲し、継続的に進めるとともに、看護の役割が拡大する中、国民の期待に着実に応えていくために、看護の資格の管理、活用基盤の構築を加え、昨年は 4 つの看護政策であったが、今年度は 5 つの重点政策、13 の重点事業に取り組むこととした。

- ・ 重点政策とは別に、2040 年を見据えた看護のあり方、継続教育の再編、自然災害が多発する状況などを鑑み、災害時の看護支援活動の強化、さらには、Nursing Now キャンペーンにも引き続き取り組んでいく。

(2) 「重点政策 1：看護基礎教育制度改革の推進」

① 「重点事業 1-1：看護師基礎教育の 4 年制化の推進」／岡島常任理事

- ・ 112 ページ、事業概要について、令和元年度は厚生労働省の看護基礎教育検討会においてカリキュラム改正の議論が行われた。看護師基礎教育は現行の 97 単位から 102 単位になっており、2022 年度の入学者から適用される。今後ますます複雑・多様化する患者像に対して、まだまだ教育すべき内容があるが、修業年限 3 年を前提とした検討では 102 単位が最大幅であった。

この結果を受けて、看護師基礎教育 4 年制化に向けた取り組みを更に充実していく必要がある。昨年度の事業報告の詳細は、53 ページに記載のとおりである。

- ・ 次に実施内容について、一点目は、県単位での看護基礎教育の課題解決及び充実に向けた取り組みとして、特別委員会を設置し、看護関係者の連携・協働のあり方に関する検討を行うとともに、全国会議の「全国看護基礎教育担当役員会議」を予定している。

二点目は、看護師基礎教育 4 年制化の機運を向上させる取り組みとして、今年度からは県協会主催となる「看護師基礎教育を考える会」の開催支援を行

う。

三点目は、教育体制・教育環境の充実に向けた取り組みとして、看護師の人材交流に関する情報収集や、看護教員確保に向けた県協会の取り組み支援を行う。

四点目の法改正に向けた取り組みについては、「2040年の看護のあり方に関する検討会（仮称）」の開催について、厚生労働省など関係省庁に要望していきたい。

- ・基礎教育に関連して、大阪府の山中代議員から「5年一貫教育についても検討すべき」とのご意見をいただいている。5年一貫教育に関する課題については、本会においても同様に認識しており、まず看護師基礎教育の4年制化を目指す中で、5年一貫教育も含めた養成課程の課題について検討し、4年制の教育内容が一定程度固まった時点で、各県協会の皆様や関連団体の方々から広くご意見をいただきながら、厚生労働省や文部科学省と協議を進めていく必要があると考えている。

## ②「重点事業 1-2：准看護師制度の課題解決に向けた取組み」／岡島常任理事

- ・113 ページの事業概要について、本会はこれまでも准看護師養成停止の方針を堅持しつつ、准看護師養成所の新設阻止と、看護師養成所への転換促進、そして准看護師の進学支援に取り組んできた。また、令和元年度の看護基礎教育検討会においては、これまでなかった「准看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」が新たに策定され、看護師との役割の違いが具体的に示された。

- ・実施内容の一点目は、国の「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」の省令改正を受けて、本会の「看護チームにおける看護師・准看護師及び看護補助者の業務のあり方に関するガイドライン及び活用ガイド」も改訂する。これを基に、また更に普及啓発を行っていく。また、「全国准看護師理事会」を開催し、准看護師が抱える課題についても意見集約をしていきたい。二点目の現在就業している准看護師への支援として、入会促進や奨学金等による就学・進学支援、またオンデマンド研修などを実施していく。三点目の准看護師養成所の新設阻止については、各県協会の皆様と連携し、新たな動きがあれば引き続き連携して取り組んでいきたい。

- ・准看護師に関連する資料は 172 ページにも一部掲載している。

## (3)「重点政策 2：地域包括ケアにおける看護提供体制の構築」

### ①「重点事業 2-1：地域包括ケアの実現を支える看護機能連携システムの構築」

／鎌田常任理事

- ・114 ページ、地域包括ケアシステムの推進に向けては、地域の課題解決に必

要な保健・医療・福祉等のサービスの提供と、創設を諮ることが必要となる。このことを実践するために、昨年度は、都道府県や市町村、看護協会等が一体となり、保健医療福祉の連携のあり方を示す連携モデル案を作成した。このモデル案作成については、昨年度地区別法人委員会、及び都道府県看護協会支部役員等研修において、さまざまな意見をいただき、地域における看護連携を基盤とした保健医療福祉の連携について検討した。このモデル案については、保健所の中に拠点を置き、都道府県本庁と市町村及び関係団体が連携しながら、地域包括ケアシステムを推進していくものである。

- ・今年度の実施内容は、地域における実効性のある看護職連携モデルの推進に取り組んでいきたいと思っている。具体的には、このモデル案の実行性を高めるために、特別委員会の設置、有識者等へのヒアリングから、保健所等を拠点とした保健医療福祉連携モデルの役割・機能、実現可能性等について現状と課題整理、意見集約を行い、看護職連携モデル案の精緻、並びに推進策を検討する。
- ・2) として、保健所等を拠点に、昨年度作成した保健医療福祉連携モデル案を試行し、連携モデル構築にむけたプロセス、効果、課題の整理を行い、横展開にむけた方策の検討を行うことを計画しているが、今般の新型コロナウイルス感染症の収束状況を見ながら、横展開にむけた方策のあり方について検討していく。
- ・更に、特別委員会等において、精緻された保健所等を拠点とした保健医療福祉連携モデルとしての看護職連携モデル（仮称）が推進されるよう、関係者へ周知・普及を図っていきたい。

## ②「重点事業 2-2：重症化予防等における看護職活動モデルの創出」

／鎌田常任理事

- ・115 ページ、我が国の現在の疾病全体に占める生活習慣病の割合は、死亡原因では6割、医療費では3割を占めている。このことは、国民の健康に対する大きな脅威となっている。

生活習慣病予防や合併症の予防、重症化防止のために様々な取り組みが行われているが、患者への指導等は効果があったのか、患者への指導等における課題は何なのかが明らかにされていない。国民の健康寿命の延伸を図りつつ、医療費の適正化を図る必要があるという観点から、患者指導の効果や課題を把握することが必要である。そのため、今年度は生活習慣病の重症化予防のための効率的な取り組みを目指し、重症化予防について検討を始めていく。

- ・具体的には、新たな看護職活動モデルの創出について、関係者や有識者のヒアリングを行うとともに、先駆的に活動を行っている事例を収集し課題を整理する。

また、特別委員会を設置して行政保健師と地域の看護職、例えば医療機関の外来看護職や企業等の看護職が連携し、生活習慣病の重症化予防に取り組む活動モデル創出の検討を行う。「生活習慣病等の重症化予防における活動報告会（仮称）」を開催し、先駆的な取り組み事例や活動モデル案を紹介し、意見交換を行う予定である。

③ 「重点事業 2-3：訪問看護師倍増策の推進」／岡島常任理事

- ・ 116 ページの事業概要に記載のとおり、2025 年に向けた訪問看護ニーズの増大に応じていくために、令和元年度は「日本看護協会が提案する訪問看護師倍増策」を策定、公表した。

令和 2 年度はこの倍増策に則り、訪問看護師の確保に向けた事業と、看護小規模多機能型居宅介護（以下「看多機」という）の事業促進を一体的に取り組んでいく。

- ・ 事業内容は、一点目の訪問看護提供体制の強化として、各ステーションの機能強化や大規模化、ステーション間の連携促進とともに、医療機関からの訪問看護と地域の訪問看護ステーションとの連携に関するモデル事業を実施する。

二点目の訪問看護総合支援センターの設置については、都道府県に 1 か所の設置を目指しており、昨年度は岡山県看護協会をモデル事業に参加いただいた。

訪問看護に関する総合的な相談支援の拠点として、今年度はモデル事業の対象を 4 か所に拡大して実施していきたい。また、訪問看護ステーション連絡協議会など、関係団体との連携を一層推進していくための会議も継続して行っていく予定。

三点目の看多機を拠点とした共生型サービスの推進だが、特別委員会を設置し、看多機の周知や、設置促進に向けた検討を行うとともに、開設予定者を対象としたセミナーも開催していく。また、家族介護者支援等、今後、事業費や報酬上の評価に結び付けるべき取り組みについても情報収集していく。

四点目の訪問看護従事者の確保促進策として、「e ナースセンター」の特設求人サイトでの PR やチラシの配布なども考えている。また、東京都の三友代議員より、事前にご意見ご要望をいただいております。在宅領域において新型コロナウイルス感染症感染者の方と接触するかわからない中で、不安を抱えながら懸命に訪問看護を継続しているとのことで、「感染対策や診療報酬に正当な見直しをしてほしい」との意見であった。本会も同様の認識を持っており、これまで、防護具関連の物資の供給や、報酬上の評価など、訪問看護に特化した新型コロナ関連の要望を担当大臣や厚生労働省各局に行ってきた。2 年後の診療報酬改定に向けては、更に皆様の意見を踏まえて検討していきたいと考えている。

- ・ 今年度は令和 3 年度の介護報酬改定に向けた検討の年でもあり、介護保険制

度においても、在宅介護施設関連における感染症対策や報酬上の評価がなされるよう、強く要望していきたい。

④「重点事業 2-4：母子のための安心・安全な地域包括ケアシステムの構築」

／井本常任理事

- ・117 ページの事業概要については、出生数の減少により、現在、分娩取扱医療機関の 8 割が産科混合病棟である。病院経営の観点で、病床稼働率の維持や院内の重症度、医療・看護必要度の平均化などから、参加混合病棟は複数の診療科と混合になっている。母子のための安心・安全な体制確保のために必要な状況にあると言える。

この度の新型コロナウイルス感染症なども考慮に入れるならば、一層留意が必要だと考えている。

さらに、産後うつや子ども・女性への虐待等への支援の必要性から、妊娠期から育児期における切れ目のない実効性のある支援体制と、医療的なケアが必要な子どもへのケア提供体制の整備が求められている。

- ・そこで、本会は 2019 年度に医療機関における安全・安心な出産環境の整備として、母子のための地域包括ケア病棟（仮称）の構築を目指し、モデル事業に取り組み、8 医療機関に参加していただいた。この「母子のための地域包括ケア病棟（仮称）」については、57 ページに記載している。

- ・また、医療的ケア児への看護提供体制の検討では、2019 年度は医療的ケア児の成長・発達、各時期にかかわる看護職の実態把握を行い、現状と課題を整理した。これを受けて 2020 年度は引き続き、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない助産・看護提供体制の構築と医療的ケア児の看護提供体制の検討、2 つの実施内容に取り組みたいと考えている。

- ・母子のための地域包括ケア病棟（仮称）のモデル事業では、2019 年度の事業で得られたデータを基に、参加施設数を増やし、母子のための地域包括ケア病棟（仮称）構築に向けて検討を進めていく。

また、並行して、医療機関に勤務する助産師が、地域で母子保健活動を実施するための支援体制について意見集約や情報発信を行っていきたいと考えている。

- ・次に、医療的ケア児への看護提供体制については、医療的ケア児がどのような場であっても適切で標準的なケアが受けられるように、医療機関や訪問看護ステーション・学校等に勤務する看護職が系統的に受講できる研修プログラムの開発や、受講体制の整備にむけた検討を行っていく。

(4)「重点政策 3：看護職の働き方改革の推進」

①「重点事業 3-1：看護職の働き方改革モデルの構築」／熊谷常任理事

- ・ 59 ページの事業報告について、2019 年度は「病院および有床診療所における看護労働実態調査」を実施し、看護職の持続可能な働き方を可能にする構造を明らかにした。

調査結果として、病院の管理者の回答結果は 2020 年 3 月 30 日のニュースリリースで報告している。病院看護職員、有床診療所の管理者による回答と、看護職員の結果については、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながらになるが、現在は協会ニュース 8 月・9 月合併号での報告を予定している。詳細は、59 ページに記載のとおりである。
- ・ 続いて、看護業務の効率化・生産性向上のための支援策の検討については、2019 年度、厚生労働省より「看護業務効率化先進事例収集・周知事業」の委託を受けた。特別委員会を設置し、看護業務の効率化に関する指標を検討し、好事例の公募、選考、表彰を行った。57 件の応募があり、厳正な審査の結果、10 の施設が受賞された。また、特設サイトを設置し、好事例の周知を実施した。ぜひサイトをご覧ください。
- ・ 続いて、118 ページの 2020 年度事業計画だが、先程の 2019 年度に実施した調査を踏まえ、更なる分析、また、2019 年度厚生労働省が行った「介護保健施設及び居宅系介護事業所の看護職員の勤務実態等に関する調査研究事業」などの結果を踏まえて、子育て世代やシニア世代など、すべての世代、また、さまざまな場所で働く看護職の持続可能な働き方を実現するための検討を、特別委員会を設置して行っていく。
- ・ 看護職の働き方については、大阪府の山中代議員からご意見をいただいているが、本会のホームページに、看護職のキャリアと働き方応援サイト「ナースストリート」があり、子育て世代の働き方等、さまざまな看護職の働き方が掲載されているので、活用いただきたい。また、50 歳を過ぎてからの働き方、そしてシニア世代になってからの働き方については、その世代になる前、例えば 40 歳代～50 歳代の働き方を考えていくことができるよう、セカンドキャリアに関する研修を各県協会において実施予定だったが、今般の新型コロナウイルスの関係で、次年度以降になると考えている。
- ・ 続いて、領域・地域別偏在の解消に向けた看護職の労働移動案の検討についてだが、このことについては、ワーキンググループを設置し、医療従事者の需給に関する検討会、看護職員需給分科会中間取りまとめで指摘された看護の領域・地域別偏在解消に向けた方策のあり方について検討していく。具体的には看護職の領域・地域別偏在の実態把握と課題整理を行い、ナースセンター事業において、地域における看護職確保推進事業と連携して実施していく予定。



②「重点事業 3-2：看護業務の効率化・生産性向上のための支援策の提案」

／熊谷常任理事

・119 ページの事業概要については、特別委員会を設置し、看護業務の効率化・生産性向上についての本会方針を取りまとめるとともに、引き続き看護現場における業務効率化・生産性向上への関心と取り組みを促進するため、好事例の収集・周知並びに普及策の検討を行っていく予定。現在、アワード 2020 の授賞式を令和 3 年 2 月に予定している。

二つ目の看護補助者との協働の推進だが、看護業務の効率化においても、看護補助者の活用を含む多職種連携・タスクシフトは重要性を増している。本会は 2019 年 2 月に「看護チームにおける看護師・准看護師及び看護補助者の業務のあり方に関するガイドライン及び活用ガイド」を公表し、業務範囲や指示のあり方等について周知を進めてきた。しかしながら、現場では看護補助者の確保困難が深刻化しており、また、各施設における教育・研修の負担についても課題となっている。そのため、看護補助者の定着や各施設における教育の負担軽減等を目指し、看護補助者の質の担保及び確保策と活躍に向けた方策について検討していく。

(5)「重点政策 4：看護職の役割拡大の推進と人材育成」

①「重点事業 4-1：新たな認定看護師育成の推進」／荒木常任理事

・120 ページだが、認定看護師制度は、2019 年 2 月に規定改正し、2020 年度いよいよ新たな認定看護師教育が開始となった。新たな認定看護師教育機関、すなわち B 課程は、8 機関 17 課程が認定された。このうち A 課程からの移行は 6 機関 14 課程となる。しかし、B 課程を更に拡大推進していく必要があることから、本会の 2020 年度の活動の柱として、実施したいと考えている。また、本会の特定研修を修了した認定看護師は、今年の 3 月現在で 619 名となったが、今後もより多くの認定看護師に特定行為研修の受講、また新たな制度への移行、このことを推進する必要がある、2 本目の柱としていきたい。

・一つ目の新たな認定看護師教育機関の拡大推進については、B 課程開講に向けた、各都道府県で行われる関係者の調整会議、また教育担当者会議の開催などの実施を予定している。特定行為研修の e ラーニングコンテンツについては、これまで共通科目部分、17 科目 256 コンテンツを作成し、既に新たな教育で活用を開始している。

今年度は、区分別科目の栄養及び水分管理に関わる薬剤投与関連、17 時間分を作成していきたいと考えており、また、B 課程教育については、協会ニュースなどで紹介していく予定。

二つ目の認定看護師の新たな制度への移行の支援だが、やはり認定看護師に特定行為研修を受講していただくことが大事で、学会等での周知、また、県協会等が開催する受講推進にむけた説明会へ講師を派遣するなどを行っていく。

- ・今般の COVID-19 の対応においては、感染管理認定看護師をはじめ、多くの専門性の高い看護師の活躍が高く評価され、更なる期待が高まっている。今回のことを踏まえ、認定看護師の成果の可視化に向け、制度委員会にて検討を行っていきたいと考えている。

## ② 「重点事業 4-2：特定行為に係る看護師の研修制度の活用推進」

／荒木常任理事

- ・ 121 ページだが、2015 年 10 月に特定行為に係る看護師の研修制度が施行されて以降、今年の 2 月現在、指定研修機関は、191 機関となった。しかし、本制度を看護職の役割発揮に生かしていくためには、やはり看護管理者をはじめ、医療関係者の理解を深めるための周知、そして指導者の養成や、修了者の実践支援としてのフォローアップ等が必要となってくる。
- ・ 一つ目として、修了者の活用促進のため、これまで同様、修了者等からヒアリングを行い、対策の検討や提言を行っていく。  
二つ目にある特定行為研修指定研修機関及び修了生の支援だが、2019 年度に引き続き、厚労省からの事業委託を受けて、情報発信のためのシンポジウムの開催、特定行為研修に関するポータルサイトの運営などを行っていく。加えて指導者講習会、修了者のフォローアップ研修なども引き続き行っていく。  
三つ目、2020 年度から在宅介護領域における質の高い看護師を養成することを目的に、清瀬の看護研修学校において、在宅介護領域で活動する看護師に対しての在宅慢性期領域パッケージ、特定行為研修を実施していく。
- ・ また、重点事業とは離れるが、事前に東京の三友代議員より、コロナ禍における研修などの開催に関してのご意見をいただいているが、本会においても、3密を避けつつ、少しでも学習の機会を確保していくことを考えている。神戸の研修センターにおいては、集合研修の再開に際し、現在ルールを詰めているところである。  
また、各県協会においても、それぞれの構造や地域の感染発生状況などを踏まえ、研修開催方法について考えていただいている。これを機に、感染症看護や感染管理について、さらに学びたいという看護師も多いと思うので、これらの学習ニーズを検討し、継続教育全般を考えていきたいと考えている。

## ③ 「重点事業 4-3：ナース・プラクティショナー（仮称）制度の構築」

／井本常任理事

- ・ 122 ページ及び事業報告の 63 ページも合わせながら説明したい。  
まずは事業概要だが、ナース・プラクティショナー（仮称）制度構築については、2015 年度から検討を開始し、現行法を超える看護師の裁量拡大が必要であるということを明確にした。2017 年度から特別委員会を設置している。2018 年度はパイロット事業に取り組み報告書を公開した。2017 年度から 2019 年度にわたって、人々のニーズに応えるためのナース・プラクティショナー

(仮称)の役割や、業務範囲、コンピテンシー等について検討し、制度案の課題整理をしてきた。2019年度に実施したことは二点。一点は、エビデンス構築に向けた取り組みとして、「訪問看護における看護師のケア判断と実施に関する実態調査」を実施した。この結果、タイムリーな医療を受けることができない利用者がいたことが明らかになった。

- 二点目は、2018年度から継続して、制度創設に向けた関係者との同意形成に向けた取り組みを行った。
- 2020年度はナース・プラクティショナー（仮称）制度の創設の必要性について情報発信を行う。コロナ禍ではあるが、情報発信の工夫をしながら、看護職はもとより、国民に向けて制度創設への理解促進を図っていく。また、並行して実施内容の「2.」に記載した制度創設に向けて、関係団体との合意形成を図る取り組みを行っていく。
- 本事業について、京都の酒井様から裁量拡大では看護師を医師不足の穴埋めにしないしてほしいとご意見をいただいている。本事業は医師不足を補うために取り組むものではなく、人々の健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復、苦痛の緩和を行うという、看護の使命を果たすためのものである。社会や医療を取り巻く環境の変化に応じ、看護の役割を変化・拡大させてきたことは周知の事実である。現代の社会が看護に求めていることを踏まえ、看護職の未来を視野に入れ、検討を進めている。
- その他、基盤事業として現在国において医療従事者間のタスク・シフティング、タスク・シェアリングが議論されている。これらの議論は看護の提供体制、裁量、業務や働き方に大きく影響する。本会事業においても、これらを踏まえた対応を随時行うとともに、国の議論にも積極的に参加し、看護職に情報を提供していく。

#### (6) 「重点政策5：看護職の資格の管理・活用基盤の構築」

##### ① 「重点事業5-1：看護職の資格管理体制の構築」／勝又専務理事

- 123ページ、2019年度については、内部プロジェクトにおいて、資格管理の現状や課題、管理のあり方等について、文献調査や、ヒアリング等を行った。本会では、他国における資格管理や、規制の状況等の考察も踏まえて、看護提供体制の確保、資質の管理向上のために、一つは就業している、していないに関わらず、すべての看護職についての資格情報が把握されていること、そして、二つ目として、その情報には資格情報と合わせて、氏名、住所、就業場所が含まれていること、三つ目として、情報が定期的に更新されていることの三点を適える看護職の資格管理体制が必要と考える。
- これに対し、現在看護職については、資格取得時の籍への登録と、就業して

いる看護職には2年毎の業務従事者届がある。また、2015年からは離職者を対象とした届け出制度が努力義務制度としてスタートした。

しかし、これら三制度は、保有する資格データの突合がされていないというような状況である。

- ・本会では、2040年を見据えて看護の実効性を確保してくために、まずは看護職についても、医師、歯科医師、薬剤師のように、未就業者を含め、すべての資格保有者の届け出の義務化を図るなどにより、三つの要件を満たす看護職有資格者についてのデータベースを構築することが急務であると考えている。すべての資格保有者の動静を把握し、潜在看護職を含む看護職に対して、確保対策及び偏在対策に関する施策を実施するとともに、個々の看護職の状況に応じて、研修を受けていただくなどの機会を提供するなど、専門職としての資質の向上を支援できる体制の構築というものが急がれると思っている。そこで一つ目は、看護職の資格管理の在り方に関する検討を引き続き行う。二つ目は、看護職の資格管理に関する新たな制度について、看護職の方々の理解を得ることが必要と考えており、説明会またはシンポジウム等を開催する必要があると考えている。また、行政や関係団体等との合意形成なども図っていききたい。
- ・これらに関して、大阪府の嶋様からご意見をいただいております。看護職の資格管理・活用基盤の構築は、総会がこのような状況であるので、次年度、新たに提案してほしいというご意見であるが、先程から説明しているとおり、看護提供体制の確保や質の管理の向上を図るためには、できるだけ早くその取り組みを進めていかなければならないと考えるので、2020年度は、その趣旨や目的、あるいは必要性などについて、会員の方々の理解が図れるよう、情報提供を行い、周知を図っていききたいと考えている。

② 「重点事業5-2：地域に必要な看護職確保の推進に向けたナースセンター機能の強化・拡大」／熊谷常任理事

- ・124ページ及び事業報告の60ページをご覧ください。  
地域包括ケアの構築に向けては、医療、介護保険事業計画が進められ、地域の多様な医療・介護ニーズに応じた看護職の確保は大変重要な課題となっており、ナースセンターは2017年度から、地域に必要な看護職確保推進事業に取り組んでいる。  
2019年度は4県、北海道、石川県、熊本県、宮崎県のモデル事業の結果から、行政と関係団体が連携し、地域の実情に応じた確保対策を実施する事業スキームの有効性を確認した。
- ・そして、2019年11月15日に出された医療従事者の需給に関する検討会、看護職員需給分科会の中間とりまとめにおいては、本事業が一定の成果を得ていることについて評価されている。また、看護職確保対策については、従来

からの取り組みである新規養成、定着促進、復職支援の三本柱に加えて、新たに領域、地域別偏在の調整が、新たな役割として示されている。

- ・看護職の多様なキャリア支援については、先程説明したとおり、看護職のキャリアと働き方応援サイト、「ナースストリート」に新たな事例を掲載している。

年間のアクセス数をみると、2019年度は62,043件であった。閲覧数の多いページは「働く場所いろいろ」で、看護職の資格を生かして起業編、積み重ねた看護職のキャリアを生かして働くプラチナナース編であった。

- ・以上を踏まえて、2020年度の事業計画について説明したい。

124ページだが、ナースセンター機能強化による地域に必要な看護職確保の推進を行い、地域包括ケアの推進、構築推進に向けて、2017年度から行っているモデル事業を踏まえて、2020年度はモデルの一つに領域地域偏在編も加えて行っていく予定で、8県程度を考えている。

そして、特別委員会においては、ナースセンターが地域の需給調整を担う機関として求められる新たな役割機能の検討を行っていく。看護職の多様なキャリア支援については、これまでもナースセンター相談員のキャリアコンサルタント能力の向上を目指し、研修を行ってきた。今年度も看護職の多様なキャリア支援人材の育成を目指し、ナースセンター相談員に、キャリアコンサルティング研修を実施していく。そして、看護職の多様なキャリアと働き方支援サイト「ナースストリート」は毎年取材をし、実際の事例をもとに記事を追加している。今年度も更に充実をさせていくので、ご活用いただきたい。

#### 4) 会員からの事前のご意見・ご質問への対応

吉川常任理事より、通常総会開催にあたり、会員より事前にご意見・ご質問等をメールにて受け付け、大阪府の関屋様、嶋様、山中代議員、京都府の酒井様、東京都の三友代議員より質問等が寄せられたことを報告。

重点事業に関することは、先の報告の中で理事より説明したが、それ以外の質問について、各担当理事より回答する旨を説明。

##### ① 保健所の体制整備の強化、役割の重要性について／回答：鎌田常任理事

大阪府の関屋様、嶋様、京都府の酒井様より、保健所の体制整備、役割の重要性についてのご意見があった。ご存じのとおり、保健所は公衆衛生の最前線の機関として、地域における健康危機管理の中核的役割を担っていることから、現在保健所では電話相談やPCR検査、医療機関への入院調整、感染者の発症前後の行動履歴、また、濃厚接触者の健康観察等の積極的な疫学調査など、大量かつ多様な業務に取り組んでおり、業務がひっ迫している。

しかし、嶋様のご意見のとおり、1994年3月に848か所あった保健所は、地方自治体の行政改革による定数削減によって、現在保健所の集約化が進み、ほぼ半減してしまっている状況である。本会としても、平時の健康危機管理

体制が有事に功を奏することから、保健所のより一層の強化や保健師等の人員体制の確保と質の担保、健康危機管理体制構築のための予算確保等について、検討を行っていく。

② 診療報酬の引き上げについて／回答：吉川常任理事

京都府の酒井様から、診療報酬の引き上げ、また医師・看護職員の増員、感染対策の補助、職員への手当、検査体制の強化等について、日本看護協会から積極的に要望してほしいというご意見をいただいた。国に対しての要望に関するご意見だが、新型コロナウイルス感染症拡大に対する手厚い看護職員配置の必要性、また医療資源の確保など、非常に重要な課題であり、迅速な対応が必要と認識している。2月28日より、現在に至るまで、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣、医政局長などへ様々な要望をしてきた。他団体の意見と共に、診療報酬の特例的な対応へ反映されたものもある。今後も状況の変化を見つつ、引き続き必要な要望をしていく。なお、この要望の内容については、ホームページにすべて掲載しているので、ご確認いただきたい。

③ 看護系議員や日本看護協会へのご意見、総会の様子のネット配信、総会資料の紙ベースでの配布等／回答：勝又専務理事

大阪府の関屋様からは、コロナ禍の中で看護系議員や本会が積極的に発言等を行ってほしいという要望があった。新型コロナへの対応については、本会としても、会員の皆様方からの相談や、ご意見をしっかりと聞きし、PPEの配布や、危険手当の確保等について国へ要望したり、相談窓口を開設し、メール等で回答を行うなど実施している。

また、ナースセンターを通じて看護職の確保の取り組みを行ってきた。今後とも、現場の看護職の方々からのご要望やご意見をしっかりと聞きながら、一丸となって対応していきたい。

また、大阪府の嶋様からは、総会の様子や出された意見の配信をしてほしい、紙ベースで総会資料を配布してほしいというようなご意見があったが、総会の様子などについては、本会の公式ホームページ、そして、協会ニュースの6月号及び7月号にて、詳細な状況を提供させていきたいと考えている。

また、総会資料（総会要綱）についても、希望者には配布をする方向で考えている。

5) 質疑応答／進行：渡辺議長、大橋議長

(議長) これより質疑に入る。まずは代議員からの質問を受け付ける。

<照沼代議員より挙手あり、議長が指名>

(照沼代議員／東京都) 今日の総会の準備に当たられた日本看護協会の皆様には御礼を申し上げたい。

私からの質問は、COVID-19に対する対応で、看護協会のホームページを拝見すると、本当に色々な活動をされているのがよくわかる。例えば、現場からの相

談窓口を作ったり、また、潜在看護師の再就職など、いろいろと有効な手段が考えられている。

更に、妊婦への対応については、私の関心あるテーマとして拝見しているが、その中で特定行為に関する、特に認定看護師が活躍している場面などは、ニュースで少しだけ触れられても、私たちは認定看護師は頑張っているなど分かるが、なかなか一般の方には伝わらない部分が多い。

そして、現場では認定看護師のいる病院ではとても成果が上がっているが、東京都看護協会も含めて、いろいろな看護協会が認定看護師のいない病院に支援に行ったりしており、その人たちに指導をしていることがとても素晴らしいことだと思っている。

そのような活動の中で、看護師の行っていることが一般の人に見えないということがとても気になっている。今日の予算案のなかでも COVID-19 に関する予算が見えにくく、今日は大まかな予算なので、その一部に COVID-19 に関する予算が含まれているとは思いますが、活動の中でそれを見える化していただきたい。また、今年度の事業計画を作成されている段階では、まだいろいろなことが分かっていなかったとは思いますが、COVID-19 に関することも明記し、提示していくことが必要だと考える。

今年度は、第2波が7月には来るのではないかと、病院もそれぞれ準備を進めているとは思いますが、これから経済活動が始まると当然感染者は出てくると思うので、そのようなことも含めて、事業計画の中に提示していただけたらよいかと思う。

新しい生活様式では、看護職の役割が重要になってくると思うので、そういったことについても提示して行ってほしい。

(議長) ありがとうございます。今のはご意見ということでよいか。

(照沼代議員／東京都) はい。

(勝又専務理事) いまのご意見に対して発言をよいか。

<議長が指名>

(勝又専務理事) 認定看護師の活躍については、会長や理事がテレビや新聞のインタビューに答えるなど、露出は一生懸命やっているつもりだが、しっかりとまとめて報告することができていなかった。これから、20人程度の活躍した看護職の事例をまとめて、日本看護協会のホームページで公表していきたいと考えている。

また、県協会に対しても同じような活動をしていただきたいと文書にてお願いしている。

そして、予算のことだが、コロナの関係では、研修会をはじめ企画していたイベントがかなり規模を縮小している。例えば、補正予算を組まなくてはならないし、検討もしていかなければならない。いただいたご意見をしっかりと踏まえて検討していきたい。

認定看護師については、荒木常任理事よりお願いしたい。

(荒木常任理事) 4月3日に開いた記者会見においても、感染管理認定看護師のことなどはかなり記者の方からも注目されていた。ただ、とにかく感染を防ぐため、

現場で大変忙しく動いている方々なので、話を聞いたり、取材をすることが難しい状態であったが、少しずつ落ち着いてきたところから、今いろいろな記事等での発信に向けていこうとしている。

数のことについては、言われたとおり全国 8,400 弱の病院の中で感染管理の認定看護師は 3,000 人に満たないので、やはり今後は育成も強力に進めていかなくてはならないと思っている。但し、地域のなかで認定看護師のいないところに支援に行くこともあるので、資源、リソースとしてどう活用するかといったことも含めて考えていかないといけない。

(議長) では、これより代議員以外の方も含めて、皆様からのご質問を受けたい。

＜上村会員より挙手あり、議長が指名＞

(上村会員・東京都) 今日は代議員以外が会場に入れるかどうかもわからなかったが、参加できたことに感謝したい。また、代議員以外でも質問を受けていただけるのであれば、もう少し人を誘って来ればよかった。

質問だが、大事な質問が事前に通告されていたということを、本日聞いてわかったが、質問された方には回答を返していただけるのかどうかを伺いたい。この総会は配信されていないが、質問した本人に伝わるのが協会ニュース 7 月号では遅い。早く伝わった方がよい。

2 つ目は、ステイホームの中で中高生の妊娠が増えている。おまけにこれが望まぬ妊娠であるという情報が入っているが、本来ならば助産師職等が避妊をもっと教えていくことを積極的に、早めにもやってもよかったのではないのかと思うがいかがか。

3 つ目は、新しい生活様式にも関わることだが、緊急宣言が解除されてから美容室に行った人の話で、これはその美容室の問題なのかとは思いますが、検温してマスクして、手指消毒して、手袋をさせられてと、お客としてカットされている間に自分が熱中症になるのではないかと思ったという話だった。どんな防御策をどこまでしなければならぬのか、私たちであれば、手指消毒して手袋をするということはいかなるものかとすぐに分かるが、美容師がこうでなければならぬと思っているところに、本当だったらもう少し看護職が言えればよいかとは思いますが、そのあたりの認識はいかがか。

発言の機会を与えていただき、ありがとうございました。

(議長) はい、ありがとうございました。執行部お願いします。

(勝又専務理事) 上村様、ご質問ありがとうございました。事前にいただいた質問については、総会報告として、協会ニュースには 6 月号と 7 月号で掲載するが、協会のホームページについては、早めにアップをさせていただきたいと考えている。

(井本常任理事) 二点目の 10 代の妊娠について、もう少し積極的にアプローチしてはどうかというご意見ありがとうございました。

いま、上村様が言われたとおり、今後 10 代の望まない妊娠が増えていくのではないかと、関連団体から警告が出ていることについては承知している。

そもそも、10 代の望まない妊娠の多さというのは、周産期関連、母子保健関連において課題視されている。コロナの感染拡大前から、今年度、成育医療等基



本方針策定について協議会が開かれており、その中で本会からもそういった課題に対して対応していくべき、体制を作るべきと発言をしてきた。しかし、確かに感染拡大の中でもう少し活動の可能性については模索していくべきだったと思うので、今後取り組みがどのようにできるか関連団体と協議をしていきたい。ただ、助産師の活動としては地域の助産師団体が相談窓口を設けたり、オンラインで相談を受けたりと少しずついろいろな活動が広まっているところである。そこに10代の中学生がアプローチしやすいかというとなかなか難しいので、10代の特性を理解しながら、どういった形が必要かということも今後検討に加えていきたい。

(荒木常任理事) 新しい生活様式下における防御策についてだが、言われたとおり、看護職がもっともっと色々な方と関わっていくことで過度な、あるいは誤った防御策を適正化していくことはできると思うので、今後また認定看護師達の活躍も含めて、地域の中で看護職が関与・寄与できるのかということが我々の課題かと思っている。

11. 2020年度 役員及び推薦委員の選挙結果報告／進行：渡辺議長、大橋議長  
議長より、第二号議案の選挙結果について、書面にて報告。  
加えて、同選挙結果は、選挙管理委員会により、本会公式ホームページへ公示されることを説明。  
(選挙結果は、公式ホームページ掲載の「2020年度 改選役員及び推薦委員選挙結果」参照)

12. 総会議事の終了／進行：渡辺議長、大橋議長  
以上をもって、本総会の議事の終了を宣した。

13. 閉会／進行：吉川常任理事  
1) 副会長挨拶 齋藤副会長  
(全文掲載)

「議長団の皆様ありがとうございました。また、代議員の皆様、ご出席を賜りましたこと感謝申し上げます。今回このような形での開催となりましたが、無事に終わりましたこと嬉しく思っております。東京都看護協会の皆様ありがとうございます。

これからは、コロナと一緒に生活する社会となっていきますが、感染拡大が大きくなった時に、メディアが私ども看護職を含む医療従事者の価値というものを取り上げ、報道していただいたように思います。平時ではなかなか感じられない看護の価値が改めて身近になるといった状況でございました。平時から、看護の価値が感じられることを望んでいます。

一方で、コロナと一緒にある社会が私たちに色々な課題を突き付けたと思います。感染病床の少なさであったり、人材確保のことはもちろんのこと、様々な場での感染防御対策、介護施設でのクラスター、あるいは教育の現場では未来の看護を担う学生たちが学習の場を保証されないといった状況に苛まれている状況で、課題

を挙げれば枚挙がございません。

私たち看護協会は、顕在化した課題に対して一つひとつ丁寧に、現場の皆様のご意見を伺って、きちんと向き合っていきたいと思っております。そうして、都道府県の看護協会の皆様とともに一つひとつの課題に対して要望・交渉・政策提案・そして実現と一緒に取り組んでいきたいと思っております。私ども日本看護協会役職員一同、このことを皆様に約束を申し上げて閉会の挨拶とさせていただきたいと思っております。本日はありがとうございました。」

## 2) 閉会宣言

吉川常任理事より、以上をもってすべての審議等を終了したことを伝えた。

また、新型コロナウイルスの影響で、開催規模を縮小した総会となったが、無事に終了できたことについて、参加者及び協力をいただいた東京都看護協会の皆様へ感謝の意を表した。

来年度は千葉県のみで開催することを伝え、14時58分に閉会を宣言した。

以 上